

豊山町第5次総合計画策定方針について

1 計画策定の趣旨

豊山町第4次総合計画は、平成31年度までを計画期間として、平成20年度・21年度の2年間をかけて、平成22年4月に策定した。

この計画では、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念とし、「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現を目指し、計画期間を5年毎とする前期・後期の基本計画を策定、さらに3か年の実施計画を策定し、毎年度見直ししながら実効性のある計画的なまちづくりに取り組んでいる。

この豊山町第4次総合計画が平成31年度をもって終了するものの、今後もまちづくりの方向性と将来のあるべき姿を明らかにし、その将来像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す必要があることから、豊山町第5次総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定する。

2 計画の構成と期間

総合計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とする。

【基本構想】

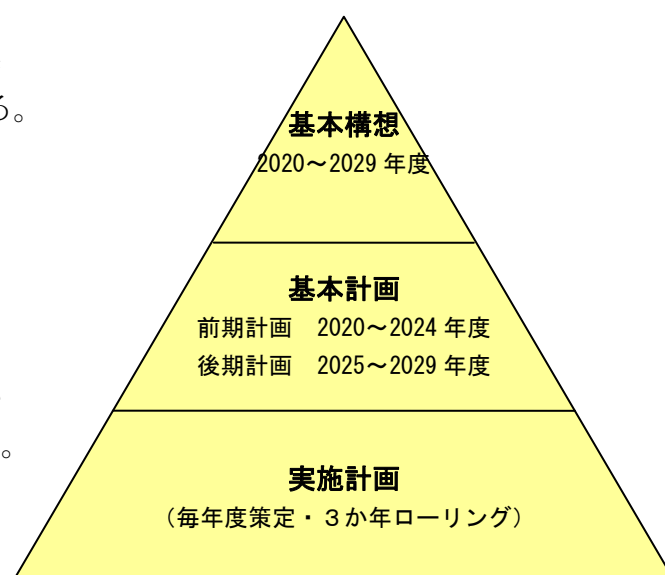
基本構想は、本町の目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものである。計画期間は、2020年度から2029年度までの10年間とする。

【基本計画】

基本構想に描かれたまちづくりを推進するための具体的な施策を示すものである。社会経済情勢等の大きな変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行う。

- ・前期基本計画 2020年度～2024年度〔5年間〕
- ・後期基本計画 2025年度～2029年度〔5年間〕

【実施計画】



実施計画は、基本計画で定めた施策を財源と優先順位に基づいて具体的に実施できる形として計画化するものである。また、社会経済環境の変化に応じて見直しを行いつつ、毎年度の予算編成の指針とする。

実施計画の期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用する。

3 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 第4次総合計画の成果と課題を踏まえた計画

これまでの10年間の取り組みの成果と課題を十分に検証する。

(2) 町民参画による計画

多くの町民が参画し、町民の意見をより多く取り入れるための仕組みをつくり、町民との協働による計画づくりを行う。

(3) 地域の特性や強みを活かした将来世代につながる誇りある計画

県営名古屋空港を拠点とした航空関連施設を最大限に活かすことで、豊山らしさを感じるとともに、将来に夢や希望を持つことができる計画を目指す。

(4) わかりやすい計画

評価の方法や進捗管理がわかりやすく、着実に運用できる計画とする。

また、策定過程が町民にも見え、明解な計画とすることで、町民と行政で共有できる計画を目指す。

(5) 活用される計画

目標、目的を明確にし、実現可能なものとすることで実行性を高める計画とする。また、職員が常に意識する計画とする。

(6) 分野別計画と整合した計画

各分野における個別計画や施策に方向性を与える上位計画と位置付ける。また、基本計画と分野別計画の計画期間を原則合わせることにする。

4 町民参画

計画策定にあたっては、様々な現実を日々実感している町民の意見や願いをしっかりと汲み上げ、町民ニーズの集約に努めるものとする。

(1) 総合計画審議会

豊山町総合計画審議会条例に基づき設置し、町長の諮問に応じて、基本構想及び基本計画について調査及び審議する。委員については、学識経験者や各種団体の代表、一般公募等の20人以内で構成する。

(2) 地域懇談会

計画案について、町民討議会議での議論に加え、広範な現場の意見を反

映させるために、小学校区を単位とした地域懇談会を開催する。

(3) 有識者懇談会

商工会を始め、町内に所在する企業の代表者で構成する有識者懇談会を開催し、商工事業者からの視点による町政への要望の把握を行う。

(4) 町民討議会議

公募・推薦等による町民と町職員で構成し、参加者自らが主体的な調査研究・検討活動を通じてまちづくりの目標や施策などを議論するため、町民討議会議を実施する。なお、町民討議会議への職員参画は、今後調整し決定する。

(5) ワークショップ

将来を担う子供たちの豊山町に対する意見や夢を把握し、計画に反映するため、中学生を対象としたワークショップを開催する。意見については、総合計画策定部会の議論の基礎とする。

(6) 町民の意向把握

町民の行政サービスに対する満足度や今後の優先度等を把握するため、町民を対象としたアンケートを実施し、総合計画に反映させる。

調査の対象は16歳以上の町民2,000人を予定。

(7) 意見・提言募集

計画案に係る意見や提言を可能な限り計画案へ反映させるため、パブリックコメントを実施する。

5 職員参画

職員は、総合計画が本町のまちづくりの指針となる重要な計画であることを認識し、現在の組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、積極的な参画のもと計画策定にあたる。

(1) 総合計画策定委員会

副町長、教育長、部課長で構成し、総合計画策定にあたる最上位の内部意思決定機関である。

(2) 総合計画策定部会

総合計画策定委員（課長）、係長、公募職員のなかから、総合計画策定委員会委員長が指名する者をもって組織する総合計画策定のための内部機関である。

① 策定部会連絡会議

各分野別の基本構想・基本計画案の連絡・連携を図るための調整会議で、分野別の正副部会長によって組織する。

② 分野別策定部会

基本構想・基本計画案の調査・検討及び素案の作成を行う。

(3) 職員意識調査

全職員を対象に、新しいまちづくりの方向性や課題への対応などについて意見を聴取して、総合計画に反映させるために実施する。

(4) 各部局

全職員は、策定部会等に対して各種基礎データの情報提供に努める。

(5) 事務局

事務局は、総務課企画財政・情報係とし、事務の統括を行う。

○総合計画策定体制

